

千葉県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年8月24日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 大木戸台自治会
- (2) 事務所 千葉県緑区大木戸町104番地143
- (3) 代表者 宮澤 孝義
- 住所 千葉県緑区大木戸町178番地75

2 変更があった事項

- (1) 代表者の氏名  
「安達 正明」を「宮澤 孝義」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「千葉県緑区大木戸町212番地155」を「千葉県緑区大木戸町178番地75」に改める。